

キャンピングタウン神戸西宮 施設利用約款

第1条 (適用範囲)

1. キャンピングタウン神戸西宮(以下、当施設)が利用されるお客様との間で締結する施設利用契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めない事項については、法令又は一般的に確立された慣習によるものとしします。
2. 当施設が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先されるものとしします。

第2条 (施設利用の予約と申込)

1. 予約とは受付業務の営業日における日時にお客様と取り交わす宿泊予定契約です。当施設のキャンプエリアを利用しようとするお客様は、次の事項を予約業務営業日に宿泊日2日前までに、当施設の予約ページにてお問合せフォームより予約して頂きます。予約希望日に空きサイトがあれば仮予約として処理いたします。当社からご利用者様にメールを送信後、1週間以内に予約金をお支払いいただきます。入金確認後、本予約となります。1週間以内に入金確認が取れない場合は自動的に仮予約がキャンセルとなります。
2. 宿泊利用者が、利用中に利用日を超えて宿泊利用の継続を申し入れた場合、当施設はその申し出がなされた時点で新たな利用契約の申込みがあったものとして処理します。

第3条 (施設利用契約の成立)

施設利用契約は、当キャンプ場が前条各項の申込を承諾した時に成立するものとしします。但し、当施設が承諾しなかったときはこの限りではありません。

第4条 (施設利用の拒否)

当施設は、次に掲げる場合において、施設利用契約に応じないことがあります。

- (1) 施設利用の申込がこの約款によらないとき。
- (2) 満員により区画に空きがないとき。
- (3) 施設利用しようとするお客様が利用に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められたとき。
- (4) 施設利用に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (5) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により施設利用させることが出来ないとき。
- (6) 施設利用しようとするお客様が、伝染病もしくは疑いのあるとき。
- (7) 利用しようとするお客様が、以下の各号の一に該当するとき。
 - ① 泥酔し、または言動が著しく異常で、他の利用者に迷惑を及ぼす恐れがあると認められる場合。
 - ② 当施設又は当従業員に対し、暴力的要求を行い又は合理的範囲を超える負担を要求した場合。

(8) 利用しようとするお客様が、以下の各号の一に該当するとき

- ① 施設利用しようとするお客様が、暴力団、暴力団組織、暴力団関連企業、又はその関係者、政治活動標ぼうゴロ及び組織的犯罪集団等並びにこれらの構成員等の反社会的勢力等である場合。
- ② 施設利用しようとするお客様が、暴力団、又は暴力団が事業活動を支配する法人その他の団体構成員である場合。
- ③ 施設利用しようとするお客様が法人で、その役員の中に暴力団等(暴力団等反社会勢力)に該当する者がいる場合。

第5条 (施設利用するお客様の契約解除権)

施設利用のお客様は、当社に申し出て施設利用契約を解除することが出来ます。

1. 当施設は、施設利用のお客様がその責めに帰すべき事由により契約の全部又は一部を解除した場合は第16条に揚げるところにより、違約金を申し受けます。
2. 当施設は施設利用のお客様が、連絡しないで利用当日の午後6時になっても到着しないときは、その契約は施設利用のお客様により解除されたものとみなし受理することがあります。この場合、違約金は全額とします。

第6条 (当施設の契約解除権)

1. 当施設は、次に掲げる場合においては、第7条における施設利用登録後であっても施設利用契約を解除することがあります。
 - (1) 第4条(3)から(8)までに該当することとなったとき。
 - (2) 施設が別に定める利用規則の禁止事項に従わないとき。
2. 当施設が前項の規定に基づいて施設利用契約を解除した時は、その利用料等の料金等は返還いたしません。

第7条 (施設利用の登録)

施設利用のお客様は、利用当日に受付事務所内にて利用契約書を交付し、以下の事項を提出又は申告していただきます。提出された書類は当施設控えとして写しを取ります。

- (1) 代表者(予約人)の免許証
- (2) 乗り入れる車両の車検証
- (3) 利用人数
- (4) ペットの有無
- (5) その他、当施設が必要と認める事項

第8条 (施設の利用時間)

施設利用のお客様が当キャンプ場の施設を利用できる時間は次の通りとします。

ただし連続して利用する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日利用することが出来ます。

チェックイン 11時～17時の間 チェックアウト 10時

第9条 (利用規則及び規約の順守)

施設利用のお客様は当施設内において利用規則及び規約を順守して頂きます。

- (1) 利用規約の掲示場所・・・事務所 ホームページ 利用契約書
- (2) 自動的な利用規約の順守契約・・・電話予約時 ホームページからの予約時 施設利用時
- (3) 利用規約の変更及び掲示・・・予告なし随時掲示

第10条 (営業時間)

予約業務・・・10時から18時まで(毎週火曜日 夏季休業 冬季休業を除く)

受付業務・・・10時から18時まで(毎週火曜日 夏季休業 冬季休業を除く)

守衛業務・・・10時から18時まで(毎週火曜日 夏季休業 冬季休業を除く)

第11条 (契約した区画の提供が出来ないときの取り扱い)

(1) 当施設は区画利用するお客様に契約した区画を提供できないときは、できる限り同一条件の他の区画を斡旋するものとします。

(2) 当施設は前項の規定にかかわらず他の区画の斡旋が行えない場合は利用料金を返還します。利用料金の返還は損害賠償金に充当します。

第12条 (預託物の取り扱い)

施設利用するお客様の荷物・物品又は現金並びに貴重品については、当施設では預託できません。各自で管理をお願いいたします。

第13条 (施設利用するお客様の手荷物又は携帯品の保管)

お客様がチェックアウトした後、お客様の手荷物又は携帯品が当施設に置き忘れていた場合において、所有者が判明した時は当該所有者に連絡するとともに、その指示を求めるものとします。ただし指示の中で、置き忘れ品を発送する場合は着払いとなります。所有者が判明しない場合は、発見日を含め7日間保管するものとし、その後最寄りの警察に届けるか、当施設が適切か当方で検討し処分するものとします。なお、置き忘れ品の性質上、直ちに処分するのが適当な物品については、直ちに処分する場合があります。

第14条 (駐車場の責任)

施設利用するお客様が当施設に車両を駐車される場合、当施設は場所をお貸しするものであって、車両の保管責任まで追うものではありません。また、場内での車の事故(破損、盗難等)については当施設は一切その責めを負いません。ただし、駐車場の管理に当たり、キャンピングタウンの故意又は過失によって損害を与えた場合は、その賠償の責めに任じます。

第15条 (お客様の責任)

(1) お客様によるこの約款もしくは利用規則に違反する行為及びその他お客様の責に帰すべき事由により、当施設が清掃・修繕費用の支出、販売機会の喪失その他の損害を被った場合には、お客様にその損害を賠償していただきます。

(2) 当施設において、お客様の責に帰すべき事由により、他のお客様に損害を被らせた場合において、当社は、損害賠償義務者となるお客様に対し、当社が支払った金額相当額を求償できるものとします。

第16条 (細則)

(1) 当施設はこの約款の細則を別に定めることが出来るものとし、その細則はこの約款と同等の効力を有するものとします。

(2) 当施設は、別に細則を定めたときは、当社営業所に掲示するとともに、当社の発行するパンフレット、料金表等にこれを記載するものとします。これを変更した場合も同様とします。

(3) 基本料金、利用料金、追加料金等、料金は予告なく変更します。

■細則について

●チェックイン 11時～ チェックアウト～10時

●時間延長 30分当たり3000円頂戴します。

●キャンセル料

当日の15日前まで・・・・・・・・無料

当日の14日前から2日前・・・・利用料の半額

当日の前日・・・・・・・・利用料の80%

予約当日・・・・・・・・利用料の100%

2022年8月1日制定